

# Puente



Puente (プエンテ) とはスペイン語で「かけ橋」という意味です。みなさんと行政書士とのかけ橋となるよう思いを込めて。

P2

## ぴえ子と 解決!

### 「マルチ商法」ってなに？

絶対に儲かると、  
友達から誘われたけれど、  
本当にそんなうまい話  
があるの？

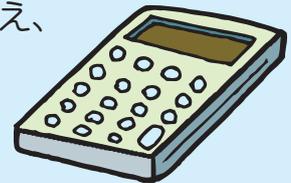


P4

## 必見!

### 「会計」(簿記) は身を助ける

会計業務のベテラン行政書士が  
自らの体験を交え、  
熱く語ります



P6

## 耳より情報!

### 「グレーゾーン」金利って 知ってますか？

貸金業についての  
規制が変わります



P7

## ズバリ解説!

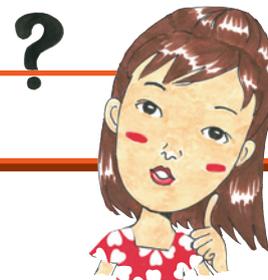
### だれでもわかる 個人情報保護法

個人情報の  
取扱いについて  
あなたは誤解していませんか？





# 「マルチ商法」ってなに？



## マルチ商法について

マルチ商法には、次のような特徴があります。

- ・主に加盟者が新たな人を紹介すると利益が入るなどのリクルート活動を行う
- ・商品やサービス権利などの契約が絡む
- ・口コミなどで身近に勧誘を拡げる
- ・ランクアップすると負担もあがるがマーゲンもあがる
- ・独立商人としての立場になる

最近ではインターネットを利用するものも出てきて、さらにそのシステム・類型は複雑になってきています。

マルチ商法は「特定商取引に関する法律」という法律で規制を受けており、法律上は「連鎖販売取引」と規定されます。ただ、マルチ商法＝連鎖販売取引という考え方や連鎖販売取引の中で悪質なものをマルチ商法という見方もありその見解は別れています。



## よく言われるけれど、 ねずみ講とは違うの？

ねずみ講とは純粋に金銭的な配当組織ですが、マルチ商法はそこに商品や権利サービスなどが関与してくる為に法的には別とされています。よってねずみ講は違法ですが、マルチ商法は合法（規制あり）です。



## 何が問題なの？

あくまでも合法である以上は「規制」を守っていればやること自体に問題はなりません。ただし、利益を上げるために借金してまで買い取り実績をあげたり、リクルート実績を上げるために虚偽的セールストークや強引な契約を

迫るなどの苦情が多発し、現実に規制を守れない事例が多いという点で問題が生じています。たとえ合法でも実質的に規制を破れば違法行為となります。その為に独立行政法人国民生活センターなどではマルチ商法を悪質商法として注意を喚起しています。



## 絶対に儲かると 言われたけど・・・

マルチ商法も一つのビジネスです。ビジネスである以上はみんな個人事業者になります。儲かる人もいるでしょうが損する人も当然います。厳しい世界だということです。「絶対に儲かる」というのは、言い方にもよりますが規制を破るルール違反になるかも・・・



## これは ネットワークビジネスだから マルチ商法じゃないと 言われたが？

見解の相違はありますが、同じ連鎖販売取引のことですから呼び方の違いでしかありません。他にマルチレベルマーケティングなどと言われることもあります。マルチ商法の悪いイメージを避ける為でしょう。



## 解約したいけれど

マルチ方法には

- 1) 契約書面の受領の日
- 2) 初回商品引渡しの日

のいずれか遅い日から 20 日間のクリーンオフ期間があります。会社に宛てて解除通知書を出す事で解約が出来ます。また過ぎても 90 日間返品ルールが平成 16 年 11 月 11 日以降できました。

## 会計業務は身を助ける

### 収入増加か経費節約の手段がここに有ります

行政書士の会計業務といえば、記帳決算を代行することで、少し難しく感じるかも知れませんが…。が、実はここに、誰もが収入を増やしたり、経費を節約したりする手段というか秘訣の一つが隠されているのです。

会計業務とは、広い意味の「経理事務」の一部を指します。つまり経理事務とは、会社や事業所の収入や支出の管理（会計事務）をし、請求書や領収書を作成（営業事務）する、ことを総合して言います。

勿論、「事務員」となればこれに加えて、電話番号などの雑用もこなさなければなりません。

この会計事務を独立させると、次に説明するように、収入増加か経費節約に繋がるのです。



### 収入増加

私自身、長野の田舎の商業高校で「簿記」を勉強していた頃（もう 40 年近く前の話になります）、この知識・技能が私の、いや私の家庭を支える収入の源になろうなどと考えてもみませんでした。

ところが人生とはよく出来ています。自分は「簿記」は嫌いではなかった、しかし殊更好きと言う訳でもなかった。大学卒業後間もなく、田舎の家庭の事情で、定期的に帰郷しなければならなくなってしまう、まともな会社勤務が出来なくなりました。さあどうやって食っていこうか？

思案の挙句、簿記技能に、それまで 3 年間勤めた会計事務所の実務経験を加味して「簿記会計事務代行業」を始めるしか方法がなかったのです。

祖師谷商店街の知り合いの店先に「記帳・決算の指導・補助・代行、承ります」のチラシを貼らせて頂き、注文の電話を待ちました。こうして、細々（当時、アパートの家賃が月 15,000 円で 1 件の代行収入が 3,000 円から）と開始された「清水ブックキーパー」でした。

途中で、既に合格していた行政書士の登録・開業をしました。

あれから 30 年、今は、子ども 4 人も大学を卒業し、皆社会人になりました。

一つの例になろうかと考えまして、自分と会計業務との馴れ初めを、恥を忍んでご披露させて頂きました。今、近しい知り合いに 30 歳未満で月給 50 万円、賞与年 150 万円の女性がいます。前出の「経理事務員」ですが、簿記会計技能が成せる技であらうかと思えます。

家庭の奥様のアルバイトは元より、収入を増加したい人が居たら「簿記」は狙い目だと思います。

この先、いくらコンピュータが進歩しても、元になる技能を知らないよりは、知っていた方がいいのですから。



### 経費節約

会社や事業所に会計事務が必須なのは、敢えて言うまでも無いことです。この必ず処理しなければならない会計事務をどうするかは、それぞれに方法があります。

例えば、①自分でやる、②奥さん（夫又は子）に手伝ってもらう、③経理事務員を雇う、④会計事務所に外注する、⑤どんぶり勘定で何もしない（⑤は乱暴で、非現実的）。と見ると、①か②が経費の節約になります。

この①か②の方法を採るためには、自分か身内に簿記の技能取得者が居なければなりません。実はこれは意外に簡単なことなのです。実務は日商検定の3級程度があれば十分なので、税務経理協会か中央経済社の受験参考書をマスターすれば足ります。

しかし、実際の会計実務は少し受験勉強と違う点も有るので、おいおい学習することになります。

これは、運転免許と似ています。つまり、試験はやたらに、クランクや幅寄せがありますが、現実には直線走行が多い。試験は仮定ですが、現実には対向車もあり生きた通行人がいます。この違いが学習と実務の大きい差なのですがね。



### 行政書士と会計業務

会計業務は「自由業務」（誰が業として行っても良い）なのですが、ここに行政書士の出番があります。国家資格者としての守秘義務

が課せられていますから、単に業務が出来るだけではなく、信頼性に繋がるのです。

行政書士が会計業務を行うことを、知らない人が多い現実には甚だ残念です。会計といえば税理士と思われがちですが、税理士には税務代理、税務書類の作成、税務相談という独占業務があり、会計業務はそれに付随しているに過ぎないのです。

行政書士法にいう「事実証明」と「権利義務」に会計業務は密接に関わっていますから、会計業務は行政書士が行える業務なのです。このことは、行政書士本人の認識は元より、関係官公署も一般国民にもよく理解して欲しいのです。

そして、実務を通して会計事務を覚えるにも、アウトソーシングをするにも、行政書士をもっと活用して欲しいのです。

会計業務を担当している行政書士は、懇切丁寧に実務簿記を教えますし、代行するにしても、会社の能力に合わせて代行し、早く自社で処理できるように指導します。

**会計知識は、事業経営だけではなく、普段の生活にも大切な知識と考え方です。**

**貴方も、この「Puente」を手にしたことをキッカケに、この際、簿記を学習してみませんか。**

# 耳寄り情報



## 貸金業についての 規制が変わります！

### 最近よく耳にする「グレーゾーン」とは

これまでは、罰則規定のない利息制限法の上限金利（年 15～20%）と刑事罰を伴う出資法の上限金利（年 29.2%）に挟まれた、いわゆる「グレーゾーン」金利がありました。旧貸金業規正法には、任意の支払いであることなどを条件に利息制限法を超える金利でも有効としてきた「みなし弁済規定」があり、多くの消費者金融は「グレーゾーン金利」で融資をしてきました。ただ、借り手の金利負担が重く、多重債務者の発生や債務者の自殺が社会問題となっていました。

### 貸金業法が国会で成立

貸金業の金利引き下げ等を盛り込んだ「貸金業の規制等に関する規制等の一部を改正する法律」（貸金業法）が昨年 12 月に国会で成立しました。出資法の上限金利をおよそ 3 年後に年 29.2% から年 20% に引き下げて「グレーゾーン」金利を撤廃し、年 20% を超える金利での融資は刑事罰の対象になります。金利の引き下げにより、借り手の金利負担は大きく軽減されることになります。

また、多重債務の元凶にもなっている、借り手の返済能力を超える「貸し過ぎ」

を防ぐため、貸金業者からの借入金は原則年収の 3 分の 1 以内に制限されます。さらに業者には融資内容の信用情報機関への登録と、貸付時に借り手の借入残高の確認が義務付けられます。

いいことばかりのようにも見えますが、金利が引き下げられることにより、貸金業者の淘汰が進み、融資に対する審査も厳しくなると考えられます。借りられなくなったり、借りているお金の返済を迫られたりする人が増えるということです。このため政府は、多重債務者対策本部を設置して救済策を練る予定です。

### 返済計画の立つ範囲で借入を！

上限金利が下がるとはいえ、最高は年 20% ですので決して小さな金利負担ではありません。当たり前のことですが、お金を借りた場合は、利息を払うだけでなく元金も返済しなければなりません。お金を借りる場合は、まずは返済の計画をしっかりと立てて、返済のメドが立つ範囲での借入に限定することが鉄則です。また、借入金の取立てなどについては、ひとりで悩まないで、『暮らしの顧問』であるお近くの行政書士に相談してみてください。解決するための道筋や、行政など各種機関への相談方法について、お役に立つアドバイスがきっと受けられると思います。

# 誰でもわかる個人情報保護法



## 個人情報とは？

個人情報とは、「生存する特定の個人を識別することができる情報」とされています。氏名、生年月日、電話番号、住所、学歴などをはじめ、メールアドレスや顔写真、ビデオカメラに撮影された映像でも、特定の個人を識別できる場合（氏名不詳でもよい）は、個人情報に該当します。「生存する特定の個人」についての情報ですから、死亡している人の情報は該当しません。では、遺伝子情報や△△会員の会員番号等はどうでしょう？ 遺伝子情報は、特定の個人を識別できますので個人情報となります。会員番号は、それだけでは個人情報ではありませんが、その番号と会員名簿とを「容易に」照合できるのであれば、その番号と会員名簿の組み合わせは、個人情報となります。



## 個人情報取扱事業者のルール

過去 6 ヶ月間継続して 5,000 人以上の個人データ※1をもつ民間の事業者は、「個人情報取扱事業者」と呼ばれ、次のようなルールを守らなければなりません。

○利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。○個人情報は適正に取得し、取得したときには、利用目的を本人に対して通知、公表しなければならない。○個人データをあらかじめ本人の同意を取らないで、第三者に提供することは原則禁止。○個人データは、正確かつ最新の内容に保つ必要がある。○情報の漏洩などを防止するため、個人データを安全に管理し、従業員等を監督しなければならない。○保有個人データ※2は、そのデータを持つ個人情報取扱事業者、利用目的等を本人の知り得る状態に置き、本人から求めがあった場合は開示、訂正等を行わなければならない。○個人情報の取扱いに関する苦情が寄せられたときは、適切かつ迅速に処理しなければならない。



## よくある誤解

★民間の個人一人ひとりが個人情報保護法により規制される？

個人情報保護法は、民間の事業者（個人情報取扱事業者）を対象として、個人情報の取扱いルールを定めています。そのため、個人一人ひとりには民間事業者について定められている個人情報取扱い上の義務は負いません。

★本人に同意を得なければ、個人データを第三者に提供することは絶対にできない？

例えば、大震災や事故等の時のように、人の生命、身体等の保護のため必要で、本人の同意を得ることが困難な場合や法令に基づく場合など、一定の場合には、本人の同意を得なくても、第三者に個人データを提供することができます。

★電話番号、住所などが入った名簿は作れない？

学校のクラス名簿や緊急連絡網等は、「名簿や緊急連絡網として関係者に配布する」ということを明示して個人情報を取得するなど、一定の工夫をすれば作成可能です。また、そもそも学校のクラス名簿のように生徒の情報を他の生徒に伝えることは、個人情報保護法が想定している「第三者に提供する」ということには当たらないと考えられます。

## 基本を知って、正しく個人情報を扱きましょう！！

- ※1 個人情報を検索可能なように体系的に整理したもの
- ※2 6ヶ月超継続して利用する場合の個人データ

----- キリトリ線 -----

### (1) プエンテを読んでの感想は？

1. ためになる 2. ためにならない 3. どちらでもない

### (2) プエンテの内容は？

1. 分かり易い 2. 分かりにくい 3. どちらでもない

### (3) 次号からのプエンテも連続して読みたいと思いますか？

1. はい 2. いいえ 3. 機会があれば読みたい

### 1. の場合の郵送は？ 可 ・ 不可

### (4) プエンテをどこでもらいましたか？

1. 街頭 2. 学校・予備校 3. その他( )

### (5) 今後、行政書士に相談してみようと思いますか？

1. はい 2. いいえ 3. 分からない

### (6) 「市民相談センター」をご存知ですか？

1. はい 2. いいえ

### 1. の場合は、利用したことがありますか

1. はい 2. いいえ

お名前

ご住所 〒

年齢・性別

ご協力ありがとうございました。

キリトリ線

# 行政書士は 暮らしの顧問!

こんなことでもお役に立てます  
お気軽にご相談下さい

- 交通事故の調査・賠償請求・保険手続
- 著作権の登録や利用承諾契約など
- 輸出入の手続き
- ペットに関する許可・トラブル相談
- 屋形船の営業に関する許認可
- 国際結婚
- マンション管理組合の設立



キリトリ線

郵便はがき

1 5 3 8 7 9 0



料金受取人払



差出有効期間  
平成19年3月  
31日まで  
(切手不要)

東京都行政書士会

プエンテ編集委員会

行

東京都目黒区青葉台3丁目1番6号  
行政書士会館

キリトリ線



アンケートに答えると図書カードが  
もらえます!! 〈先着50名様限り〉

- ※商品の発送をもって発表と代えさせていただきます。
- ※個人情報は今回の企画以外には利用致しません。
- ※個人情報を第三者に提供することはありません。
- ※×切日 3 / 15

ご意見、ご感想はこちらまで

[info@tokyo-gyosei.com](mailto:info@tokyo-gyosei.com)

Puente プエンテ vol.13

イラスト ほりたしずこ  
平成19年1月31日発行

■本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。

編集 東京都行政書士会広報部  
編集委員長 塚越 譲  
編集委員 吉田 安之  
田村 通彦  
荒谷 泰子  
佐藤 正文  
三輪 鉄郎  
高橋 敦子

発行人 東京都行政書士会  
会長 宮内 一三  
東京都目黒区青葉台3-1-6  
TEL 03-3477-2881  
FAX 03-3463-0669  
URL <http://www.tokyo-gyosei.or.jp>

印刷所 東京都同胞援護会事業局